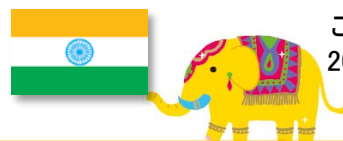


インド「高額紙幣2種類の廃止」政策



インド政府は、11月8日夜（現地時間）に「高額紙幣2種類の廃止」を発表し、政策は9日から実行されました。廃止されるのは1,000ルピー（約1,650円*）と500ルピーの紙幣で、これは金額ベースで流通する紙幣の86%を占めると言われています。これら紙幣を保有する場合、2016年12月末までの移行期間内に、身分証明書を提示して金融機関の窓口で新紙幣など利用可能な紙幣と交換する、あるいは預金するなどの対応が必要になります。インドでは、小口の取引だけでなく高額取引も現金決済で行なわれることが多く、自動車や不動産などの高額消費への影響も懸念されています。

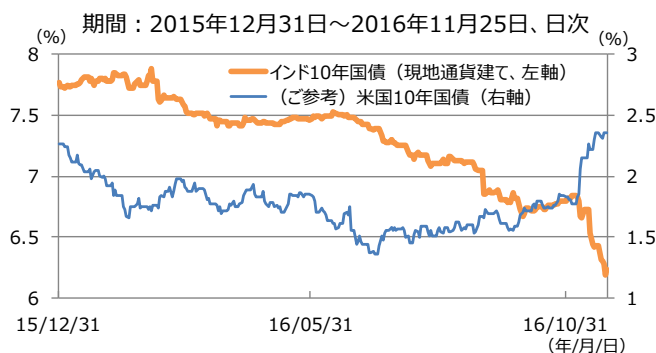
今回の「不意打ち」の政策発動からは、汚職や資金洗浄などに絡む不正資金や偽造紙幣などのブラックマネーに対する政府の断固たる姿勢がうかがわれます。短期的には、経済の停滞やGDPの押し下げなどが懸念されますが、中長期的には不正資金のあぶり出しによって徴税対象の把握が可能となり、将来の税収増や財政赤字の改善につながるプラス効果が大いに見られます。

この政策発表を受けて、高額消費中心に景気減速懸念が広がったことなどから、インドの10年国債利回りは低下（価格は上昇）基調となっており、今秋以降下落基調となっていた株式市場は、下げ足を加速させました。また、インドルピーについても下落していますが、ちょうど同じタイミングで行なわれた米大統領選挙におけるトランプ氏勝利を受けて、新興国通貨が全般的に下落しており、そうした影響もあると思われます。ただしインドルピーの下げ幅は、他の新興国通貨に比べて軽微に留まっています。

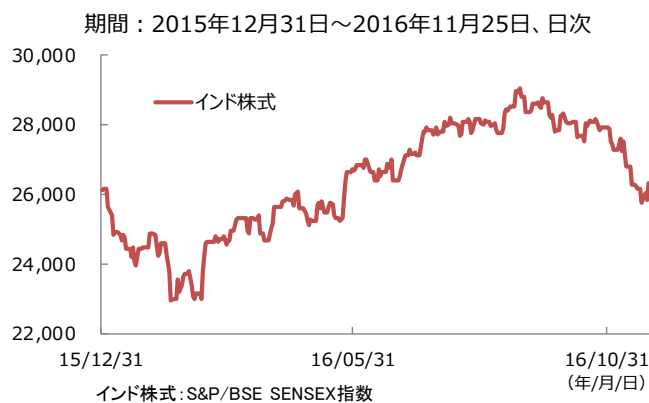
モディ首相は、政策発表以降に行なった演説で「50日間耐えてほしい」と呼びかけ、国民に政策への理解を求めたとの報道もあります。こうした腐敗撲滅への姿勢は低所得者の支持を得るとい点から、来年以降の州議会選挙や下院総選挙にも影響があるものと思われます。

*2016年11月25日時点の為替レート 1インドルピー=1.65円で換算。

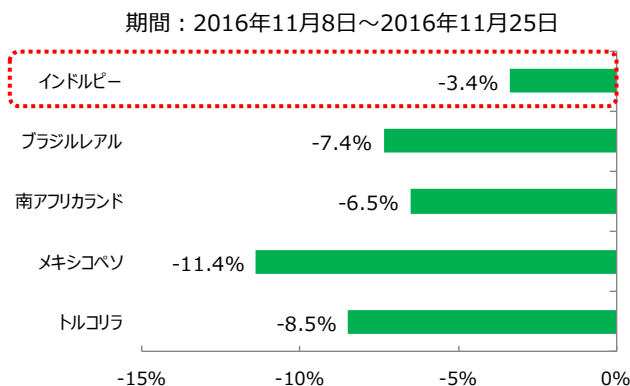
■インド国債の利回り推移



■インド株式市場の推移



■各通貨の対米ドル期間騰落率



(出所)ブルームバーグデータを基に野村アセットマネジメント作成

【野村アセットマネジメントからのお知らせ】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

■投資信託に係る費用について

2016年11月現在

| | |
|----------------------------------|---|
| ご購入時手数料 《上限4.32%(税込み)》 | 投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。 |
| 運用管理費用(信託報酬) 《上限2.1816%(税込み)》 | 投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 *一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 *ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。 |
| 信託財産留保額 《上限0.5%》 | 投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。 |
| その他の費用 | 上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会